

令和3年8月25日

保護者の皆様

仙台市教育委員会
仙台市立仙台工業高等学校

宮城県・仙台市への「まん延防止等重点措置」の再適用にあたって(お知らせ) … 新型コロナウイルス感染症に係る家庭と連携した取組等について…

宮城県において感染者が増加していることを踏まえ、8月20日から9月12日まで、宮城県・仙台市に「まん延防止等重点措置」が再度適用となりました。

学校は、この状況を厳しく受け止め、熱中症を考慮した上でのマスクの着用や手洗いの励行、換気や3密の回避などの、感染拡大予防対策を緩みなく継続し、万全を期してまいります。

なお、現在、市立学校における児童生徒の出席停止の取扱いは、下記のとおりとなっておりますので、改めてお知らせいたします。この取扱いは、お子さんの健康と安全を守り、ご家族への感染拡大や学校における集団感染を防止するためのものです。引き続きお子さんとご家族の健康管理にご留意いただき、新型コロナウイルス感染症の感染の予防と拡大防止について、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 家庭と連携した取組

(1) 家庭と学校が連携した児童生徒の健康管理について

- ① 家庭では、毎朝健康観察をするとともに検温結果を各校で用意する記録表などに記入し、学校へお知らせください。学校では、それをもとにお子さんの健康状態を把握します。
- ② 学校では、毎時間、授業開始時に児童生徒の健康観察を行い、体調の変化を速やかに把握します。
- ③ 学校では、お子さんに**感染が疑われる発熱、頭痛、味覚、嗅覚の異常、その他体調不良等の症状が見られた場合**には、速やかに保護者へ連絡し、受診や自宅療養のため下校させるなどの対応を行います。家庭では、体調不良の時には決して無理をさせない（登校させない）ことや、早退時の対応についてご協力をお願いします。

(2) 出席停止の取扱いについて

次の場合は、欠席の扱いとはしませんので、学校にご相談ください。

- ・ 児童生徒等の新型コロナウイルス感染症への感染が判明した場合
- ・ 児童生徒等が濃厚接触者・検査対象者に特定された場合
- ・ 児童生徒等に発熱等の風邪の症状が見られる場合
- ・ 同居の家族に発熱等の風邪の症状が見られる場合
- ・ 保護者が不安を感じて登校させない場合
- ・ 児童生徒が医療機関等において新型コロナウイルスワクチン接種を受ける場合
- ・ 児童生徒が医療機関等において新型コロナウイルスワクチン接種を受け副反応が出た場合

(3) 「仙台市週報」の情報提供について ～ 保健所との連携 ～

仙台市では新規陽性者が急増しており、これまでとは異なり、10歳未満、10代、20代の割合が多くなっている状況です。「新型コロナウイルス感染症発生状況（週報など）」を下記 URL にて掲示しておりますので、感染予防対策の参考にしていただきますようお願いいたします。

（本校ホームページにもリンクを貼る予定です。）

今後も保健所と連携して、保護者の皆様への情報発信に取り組んでまいります。

○仙台市ホームページ 「新型コロナウイルス感染症発生状況（週報など）」

URL : <https://www.city.sendai.jp/kenkoanzen-kansen/sendaisishiyuhou.html>

2 学校の取組

(1) 感染症対策に留意した各教科や学校行事の実施について

国の「衛生管理マニュアル」に基づき、学校は熱中症を考慮した上でのマスクの着用や手洗いの励行、こまめな換気など、適切な感染防止策をしっかりと講じてまいります。

学校での活動を進めるにあたっては、できる限りの感染症対策を行った上で実施します。今後の感染状況によっては、感染症対策を行った上でもなお感染のリスクが高い学習活動は、中止や延期することも視野に、慎重に教育活動を進めてまいります。

(2) 部活動等の実施について

① 中学・中等教育・高等学校の部活動及び小学校の吹奏楽、合唱等について

まん延防止等重点措置の期間中は、県立学校の対応と同様に、校内のみの活動とし、部活動等における練習試合や合同練習会等を自粛とします。

② 校内での活動にあたっての留意点

校内における活動については、「運動部活動の方針」「文化部活動の方針」を踏まえた各校のガイドラインの内容を遵守するとともに、感染防止対策を徹底した上で実施します。

地域の感染状況等によっては、時間短縮や規模縮小をしての活動とするなどの検討をします。

保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします

新型コロナウイルス感染症については、デルタ株への置き換わりが進む中で、本市においても新規感染者数が急速に増加しており、これまでにない感染拡大の様相を示しています。国からは基本的な感染予防対策は、変異株であっても有効との通知があり、仙台市立学校のすべての校長に対し、先週 19 日に改めて内容を確認するとともに、徹底するよう指示いたしました。

本市においては、これまで通り保護者の皆様のご協力をいただきながら、お子さんの健康観察を日々念入りに行い、感染症対策を徹底した学校の教育活動を継続いたしますが、学校で感染者が判明し、感染可能期間に登校や出勤があった際には、保健所による調査とともに消毒を行うため、必要な期間を休校とし、学校と教育委員会が連携して感染の拡大防止に努めてまいります。

仙台市保健所からは、本市児童生徒のこれまでの感染傾向として、同居家族から感染している事例の割合が高く、家庭内においても手洗いや換気を徹底する等、基本的な感染予防策を今一度確認していただくよう、情報提供がありました。ご協力をよろしくお願いいたします。

仙台市教育委員会